

(1)介護保険の福祉用具の購入について

福祉用具を購入したときに、購入費用の一部が介護保険で支払われます。

注意！

介護保険で福祉用具を購入しようとする場合、
どこで何を買っても対象になるわけではありません。

(2)介護保険の対象となるもの

購入対象となる品目は以下です。対象品目であっても、商品によっては対象とならないものもあります。

- ・腰掛便座（ポータブルトイレや補高便座など）
- ・自動排泄処理装置の交換可能部品
- ・排泄予測支援機器
- ・入浴補助用具（入浴用いすや浴槽台、浴槽用手すりなど）
- ・簡易浴槽
- ・移動用リフトのつり具の部分
- ・固定用スロープ
- ・歩行器（歩行車を除く）
- ・松葉づえを除く単点杖と多点杖



この3品目のみ「貸与（レンタル）」と「購入」が選択できます。

上記以外のもの（例えば介護用ベッドや車いす、補聴器など）は購入対象ではありませんのでご注意ください。

(3)対象となる購入場所

都道府県から特定福祉用具販売の指定を受けている「特定福祉用具販売事業所」で購入してください。

実店舗やインターネットなども含め、指定を受けていないところで購入したものについては対象となりません。

藤井寺市以外の事業所でも、特定福祉用具販売指定を受けている事業所であれば対象となります。

藤井寺市ホームページ内に市内の特定福祉用具販売事業所一覧がありますのでご活用ください。

（組織から探す ➡ 健康福祉部 ➡ 高齢介護課 ➡ 業務案内 ➡ 介護保険 ➡ 介護保険制度について ➡

介護保険事業所一覧内「福祉用具を利用するサービス」特定福祉用具販売事業所一覧）

(4)支給上限額と負担割合

・1年間（4月～翌年3月末）で **10万円**が上限です。

・負担割合によって自己負担額は変わります。

・負担割合については、「負担割合証」に記載されている負担割をご確認ください。

介護保険被保険者証に給付制限の記載がある方は、その期間は負担割合証に記載されている負担割合とは異なりますのでご注意ください。

・10万円を超えた額は全額自己負担になります。

＜例＞

	1割負担の方が10万円の福祉用具を購入した場合	1割負担の方が12万円の福祉用具を購入した場合
本人負担額	1万円	1万円＋2万円（上限を超えた金額）＝3万円
保険給付額	9万円	9万円

・使わなかった分が翌年以降に繰り越されることはありません。

(5)支払い方法について

支払い方法は「**償還払い**」と「**受領委任払い**」の2つの方法があります。



＜例＞1割負担の方が10万円の福祉用具を購入した場合

上図番号	償 還 払 い	受領委任払い
①	利用者が 10万円 を事業者に支払います	利用者が 1万円 を事業者に支払います
②	保険給付分の支給申請をします	保険給付分の支給申請をします
③	市が9万円を 本人 に支払います	市が9万円を 事業者 に支払います

入院・入所中の方、新規申請中の方、給付制限のある方は償還払いのみとなります。

(6)同一品目の複数購入や再購入は基本的に認められません

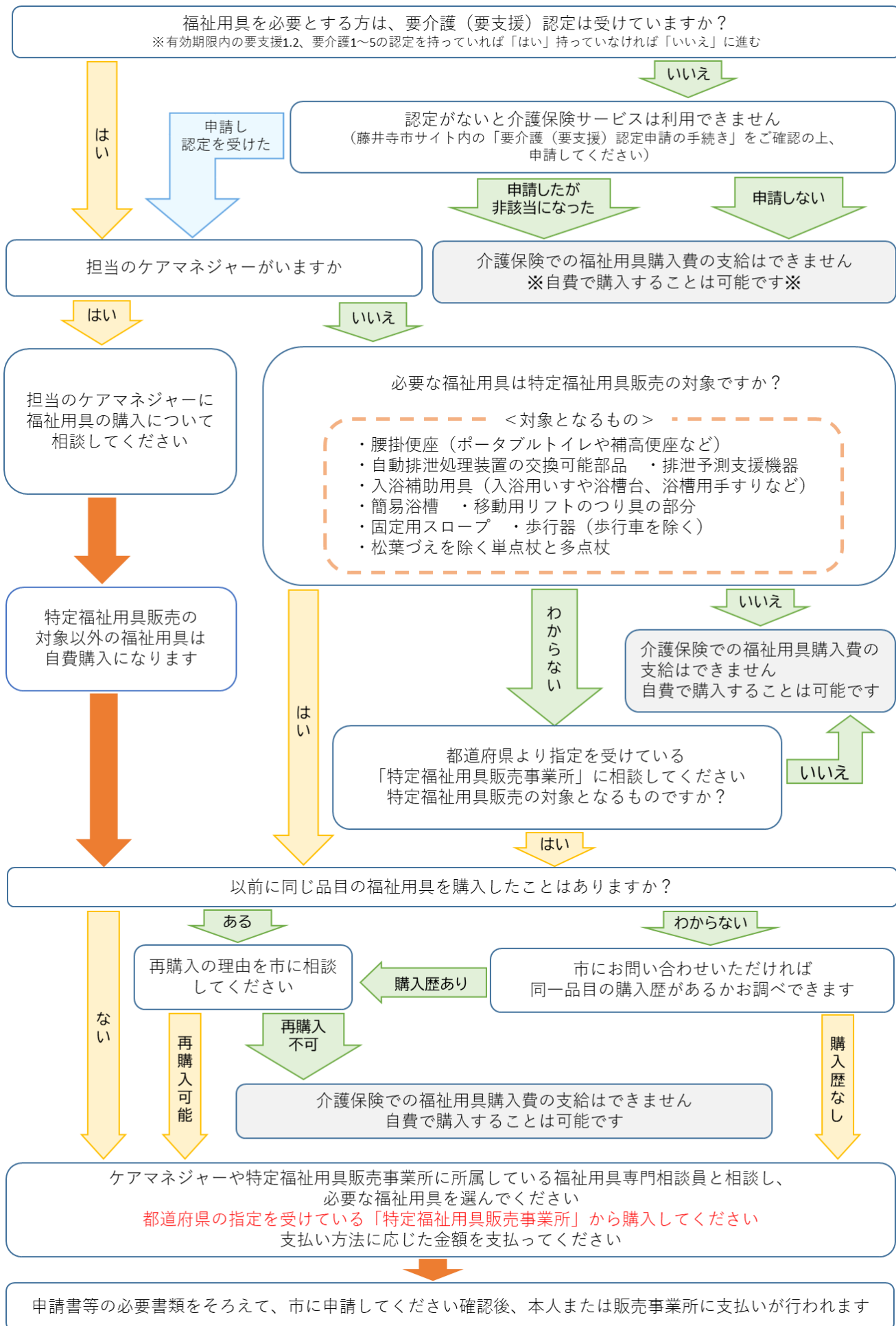
- ・原則、同じものの複数購入や、何度も同じものを買えるものではありません。
- ・購入した福祉用具は適切に使用・管理してください。

- ・壊れてしまった、身体の状態が変わったなどの理由で再購入を希望される場合は、**事前に**高齢介護課に支給対象となるかの相談が必要です。
- ・失くした、捨てた、譲った、汚れた、購入から期間が経過したなどの理由での再購入は原則認められません。
- ・購入後でも、再購入であることがわかった場合は支給対象にならないことがあります。
- ・種目の性質上、スロープや特殊な杖など一部の品目については複数購入ができるものもあります。

(7)付加機能について

- ・ポータブルトイレや補高便座には、家具調のもの、温水洗浄機能、暖房機能、自動ラップ機能等、入浴用のいす等には抗菌効果など、付加機能のあるものがあります。身体状況によりその機能が必要な理由があれば選択することができますが、単なる希望や生活の質を高める目的のみでは認められません
- ・温水洗浄便座のリモコンについては、腰掛便座としての種目に該当する機能ではないため、支給対象にはなりません。また、付加機能の故障による部品交換や再購入は認められません。

(8)福祉用具購入の流れ



(9)申請に必要な書類

- ・申請書
- ・販売証明書（特定福祉用具販売事業所が作成）
- ・請求書（特定福祉用具販売事業所が作成）
- ・パンフレット（特定福祉用具販売事業所が準備）
- ・領収書（特定福祉用具販売事業所が作成）
- ・代理権授与通知書（償還払いでご本人様以外の口座への振り込みを希望する場合に必要）
- ・受領委任払い届出書（受領委任払いの場合に必要）



福祉用具Q & A

Q:介護保険対象の福祉用具はどこで買えますか。

A：介護保険の対象となるものは特定福祉用具販売の指定を受けている事業所で購入してください。
藤井寺市内の事業所については、ホームページに一覧を掲載しています。
他市の事業所で購入していただくことも可能です。
ホームセンターやインターネットなど、介護保険の指定を受けていないところで購入したものについては、介護保険の購入対象の商品であっても介護保険の給付対象になりませんのでご注意ください。

Q:同じ品目のものを複数購入や再購入できますか。

A：基本的に同一種目のものの複数購入、再購入は認められません。
ただし、理由によっては認められる場合もあります。
＜再購入が認められる可能性がある一例＞

- ・身体状況が変化し、以前購入したものでは合わなくなった（大きさやひじ掛けの有無など）
- ・適切に使用していたが壊れた（部品交換優先）

＜複数購入が認められるもの＞

- ・スロープ（固定のための工事がいらないもので持ち運びのできないもの）
- ・ロフトストランドクラッチ（前腕支持型杖）

購入後でも、以前に同一品目を購入していることが分かった場合、支給対象にならないことがあります。
再購入の前に必ず事前に高齢介護課に相談してください。
上記以外のものを複数購入する際は、必ず事前に高齢介護課に相談してください。



Q:①家具調のポータブルトイレを買いたいが、介護保険での支給対象ですか。

②便座暖房機能のついたポータブルトイレを買いたいが、介護保険での支給対象ですか。

③自動ラップ機能のポータブルトイレを買いたいが、介護保険での支給対象ですか。

④洗浄機能付きの補高便座を買いたいが、介護保険での支給対象ですか。

A：身体的に必要な理由があるのであれば購入可能です。

ただし、見栄えがいい、部屋のインテリアになじむ、便利など、生活の質を高めるものや単なる希望は必要な理由にはなりません。